【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 平成25年5月31日提出

【発行者名】 アムンディ・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 ニコラ・ソヴァーデュ

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

【事務連絡者氏名】 横田 陽子

【電話番号】 03-3593-5928

【届出の対象とした募集(売出) 世界優先証券ファンド2013-07(為替ヘッジあり/限定追加型)

内国投資信託受益証券に係る

ファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出) 当初募集額 上限 400億円 内国投資信託受益証券の金額】

継続募集額 上限 100億円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

世界優先証券ファンド2013-07(為替ヘッジあり/限定追加型)以下「ファンド」または「当ファンド」という場合があります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

なお、当初元本は1口当たり1円です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます)。委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または 信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

当初申込期間

400億円を上限とします。

継続申込期間

100億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

当初申込期間:1口当たり1円とします。

継続申込期間:取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

基準価額とは、投資信託財産に属する資産を時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます)を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

ファンドの基準価額については、後記「(12)その他 その他」のお問合せ先にご照会ください。

(5)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込総金額に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)に販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。なお、

本書作成日現在の料率上限は、3.15%(税抜3.0%)です。

申込手数料については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社(販売会社については委託会社(後記の「(12) その他 その他」をご参照ください)にお問合せください。

(6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

詳しくは販売会社(販売会社については「(12) その他 その他」のお問合せ先にご照会ください。)にお問合せください。

(7)【申込期間】

当初申込期間:平成25年6月17日から平成25年7月30日まで

継続申込期間:平成25年7月31日

平成25年8月1日以降、購入のお申込みはできません。

申込期間は販売会社によって異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認く ださい。

(8)【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます)については、後記「(12)その他 その他」のお問合せ先にお問合せください。

(9)【払込期日】

当初申込期間

お申込みを受付けた販売会社が定める日までにお申込金額をお申込みの販売会社にお 支払いください。払込期日は販売会社によって異なる場合がありますので、お申込みの販 売会社にご確認ください。

当初申込期間に係る発行価額の総額は、販売会社によって、設定日(平成25年7月31日)に、アムンディ・ジャパン株式会社(以下「委託者」または「委託会社」といいます)の指定する口座を経由して、株式会社りそな銀行(以下「受託者」または「受託会社」といいます)の指定するファンド口座に払込まれます。

継続申込期間

お申込みを受付けた販売会社が定める日までにお申込金額をお申込みの販売会社にお 支払いください。払込期日は販売会社によって異なる場合がありますので、お申込みの販 売会社にご確認ください。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社から委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

払込みは、お申込みの販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については 販売会社にお問合せください。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの振替受益権の振替機関は下記のとおりです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

取得申込みの方法等

受益権の取得申込に際しては、販売会社の営業時間内において、販売会社所定の方法でお申込みください。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
 - ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿 (「振替口座簿」といいます)への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

クーリング・オフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用

該当事項はありません。

その他

委託会社へのお問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル) 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: http://www.amundi.co.jp

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

- 1 【ファンドの性格】
- (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

世界の金融機関が発行する優先証券を主要投資対象とし、インカムゲインの確保と投資信託財産の成長をめざして運用を行います。

<ファンドの特色>

1 世界の金融機関 1が発行する優先証券に投資します。

G-SIFIs (Global Systemically Important Financial Institutions)に指定された金融機関が実質的に発行する優先証券を中心に投資します。

G-SIFIsとは、金融安定理事会 (FSB)が指定した、金融システム上、重要な金融機関をいいます。 詳しくは、後記「追加的記載事項 ポイント2」をご参照ください。

G-SIFIsに指定されていない金融機関が発行する優先証券にも投資することがあります。

その場合、発行体の格付は取得時においてシングルA格²相当以上とします。

優先証券の投資にあたっては、利回り、信用リスクや流動性等を勘案して銘柄を選択します。

当初のポートフォリオ構築時において、投資する優先証券の平均格付は投資適格 ²以上をめざします。

- *同一発行体における発行体格付と優先証券の格付は異なります。一般的に優先証券の格付は、普通社債や劣後債等と比較して低くなります。また、債務弁済順位が普通社債や劣後債に劣後するなど優先証券固有のリスクがあります。
 - 1 金融機関には関連会社等を含みます。
 - 2 スタンダード&プアーズ社、ムーディーズ社またはフィッチ社が付与する格付を参照します。
- 2 信託期間(約3年)以内に次回の繰上償還日が到来する優先証券に投資します。

優先証券は一般的に繰上償還条項が付与されており、繰上償還の場合には額面で償還されます。 繰上償還とならなかった場合、信託期間終了までの間に当該証券を売却することになりますが、 その売却価格は当該証券の償還価格を下回る可能性があります。

利回り水準、信用度、流動性を加味した上で、繰上償還を待たず、時価で売却することがあります。

信託期間内に繰上償還あるいは売却した優先証券の償還金・売却代金については、他の優先証券に再投資する場合があります。

3 原則として、為替ヘッジを行います。

外貨建資産については、対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

4 原則として、年2回決算(1月25日および7月25日。休業日の場合は翌営業日)を行い、 収益分配方針に基づいて分配を行うことをめざします。 第1回決算日は、平成26年1月27日とします。

分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価額を含みます)等の 全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

留保益の運用は、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

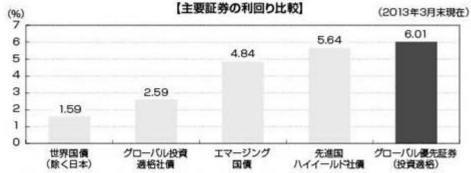
運用会社であるアムンディ(本社:パリ)に運用の指図に関する権限の一部または全部を委託します。

資金動向、投資信託財産の規模、市況動向および残存信託期間等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

ファンドの3つのポイント



一般的に優先証券は国債や社債と比較して、信用リスクが高いことや優先証券固有のリスクにより利回りが高いという特徴があります。



出所:ブルームバーグ、バークレイズのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

世界国債(除く日本):シティグループ世界国債インデックス(除く日本)、グローバル投資適格社債:バークレイズ・グローバル総合社債インデックス、エマージング国債:JPモルガンEMBIグローバル・ディバーシファイド・インデックス、先進国ハイイールド社債:BofAML Developed Markets・ハイイールド・コンストレイント・インデックス、グローバル優先証券(投資適格):バークレイズ・グローバル優先証券インデックスを使用。

使用したパークレイズの各インデックスは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーおよび関連会社(パークレイズ)が開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズに帰属します。シティグループ世界国債インデックス(除く日本)は、シティグループグローバルマーケッツ・インクが開発した指数です。BotAML Developed Markets・ハイイールド・コンストレイント・インデックスは、バンクオブアメリカ・メリルリンチの許可を得て使用しています。当該インデックスに関する知的財産権およびその他一切の権利はバンクオブアメリカ・メリルリンチに帰属します。

優先証券とは…

優先証券とは、債券と株式の両方の性質を備えた証券です。

信用リスクや優先証券固有のリスク*により、一般的に普通社債と比べて高い利回りが期待できます。

優先証券固有のリスクについては、後記「3.投資リスク」をご参照ください。

債券としての性質

- 利息または配当が定められています。
- 償還時には額面で償還されます。

+

株式としての性質

発行体にとっては、資本に近い性質を有します

発行体の財務状況の変化等により、利息または配当の支払いや繰上賃還が見送られることがあります。

優先証券の特徴(イメージ)



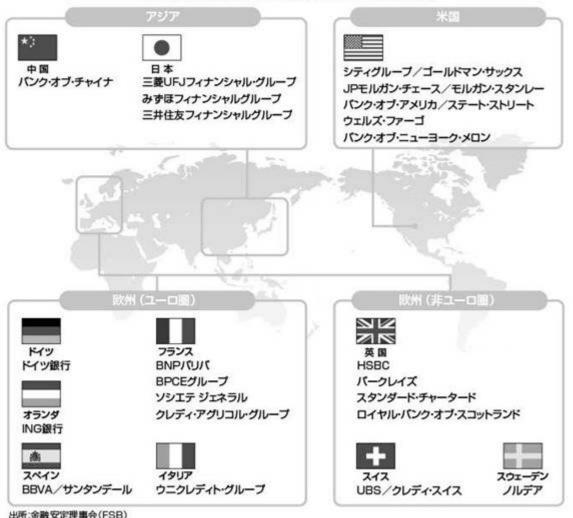
- (注1)法的弁済順位とは、発行体が倒産 等となった場合において、債権者 等に対する残余財産を弁済する 順位をいいます。
- (注2)劣後價は、普通社價に比べて、法的 弁済順位が劣後した債券です。 一般的に課上價源采頂が付与されて おり、利払機延条項が付与されて いるものもあります。
- *上記はイメージであり、実際の利回りや価格変動等を表すものではありません。
- *上記は一般的な優先証券の性質について説明したものであり、実際の優先証券の性質すべてを網羅したものではなく、これにあてはまらない場合もあります。



世界を代表する金融機関 (G-SIFIs) が発行する優先証券を中心に 投資します。

- ●G-SIFIsとは金融安定理事会(FSB)により指定された、事業規模が大きく、金融システムに与える 影響の大きい金融機関です。そのため、厳しい資本規制が課されるなど、より安全性の高い経営が 求められることから、その他の金融機関と比較して安定した信用力が期待されます。
- ●ファンドは、G-SIFIsに指定されていない金融機関が発行する優先証券にも投資することがあり ます。その場合、発行体の格付は取得時においてシングルA格相当以上とします。

G-SIFIsに指定されている金融機関 (2012年11月時点)



出所:金融安定理事会(FSB)

上記は、G-SIFIsに指定された金融機関であり、ファンドが上記の金融機関が発行する優先証券を組入れることを示唆・保証するものでは なく、また推奨するものでもありません。

G-SIFIs(ジーシフィーズ)とは…

主要国の金融監督当局等で構成される金融安定理事会(FSB<Financial Stability Board>) が指定する、世界の国際金融システムの維持・安定において重要な金融機関をいいます。 G-SIFIsのリストは毎年見直される予定です。

元~1-3) 今後の規制強化により、収益機会が得られる可能性があります。

- ●バーゼルⅢ*等により、金融機関に対する自己資本の定義が厳格化され、自己資本の量と質の向上が 求められます。
 - ※バーゼル車は、国際的に業務を展開している銀行の健全性を維持するために、主要国の金融監督当局から構成されるバーゼル 銀行監督委員会が公表した新たな自己資本規制のことです。
- 自己資本に対する規制強化により、既発の優先証券は自己資本の算入対象外となり、発行体は既発の 優先証券を繰上償還させる傾向にあります。これにより、魅力的な所有期間利回りが期待されます。

既発の優先証券

金融機関は、従来の規制に基づき、自己資本に算入可能な優先証券を発行

規制の強化 (2013年1月より本格化)

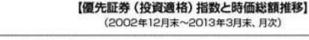
自己資本に対する規制強化により、優先証券は自己資本への 算入から段階的に除外される方向

既発の優先証券の繰上償還等

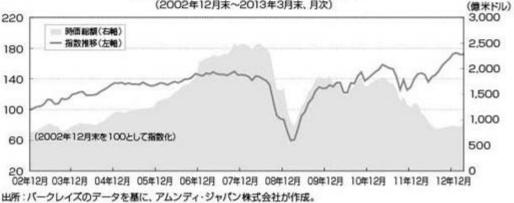
発行体は繰上償還日が到来する優先証券を順次線上償還させる傾向に

魅力的な所有期間利回り

- *上記はイメージであり、すべての情報を網羅しているものではありません。必ずしも繰上償還等が行われるとは限りません。 *既発の優先証券のすべてが自己資本の計算から除外されるわけではありません。
- 優先証券(投資適格)の指数は、リーマン・ショックや欧州債務問題が深刻化する以前の水準を上回って 推移しています。
- 好利回りを追求する投資家からの需要が強まる一方で、優先証券の市場規模は繰上償還等の影響 により減少傾向にあり、優先証券の希少性は高まっていると考えられます。

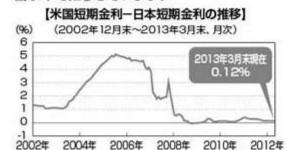


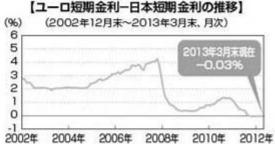
パークレイズ・グローバル優先証券インデックス (米ドルベース) を使用。



で参考 歴史的低水準で推移する為替ヘッジコスト

●米ドル、ユーロ等の金利低下により、円金利との差が縮小したため、為替へッジにかかるヘッジコストは 低水準で推移しています。





出所:ブルームパーグのデータを基に、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

米国短期金利:米ドル3ヵ月LIBOR、ユーロ短期金利:ユーロ3ヵ月LIBOR、日本短期金利:円3ヵ月LIBORを使用。 上記は先物為替レート等を概算する際の目安として参照する金利であり、ファンドが実際に為替ヘッジを行う先物為替等の水準から逆算される金利とは異なる場合があります。なお、上記のグラフは過去のデータに基づくものであり、将来の為替ヘッジコスト等を示唆あるいは保証する

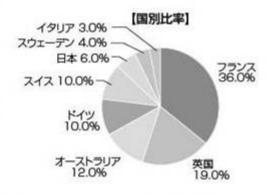
モデルボートフォリオ

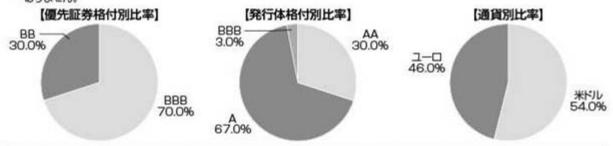
下記は2013年5月21日現在のモデルポートフォリオのデータであり、「世界優先証券ファンド2013-07(為替ヘッジあり/限定追加型)」の実際のデータと異なる場合があります。モデルポートフォリオに関する情報は2013年5月21日現在の市場環境等に基づいて作成したものであり、売買実行可能性や売買委託手数料、税金等の諸費用は考慮しておりません。また、当ファンドの将来の投資成果等を示唆あるいは保証するものではありません。

【モデルポートフォリオ特性値】

最終利回り*1(為替ヘッジコスト控除前)	5.83%
デュレーション ^{※1}	2.26年
直接利回り(為替ヘッジコスト控除前)	5.65%
為替ヘッジコスト*2	0.05%
平均格付※3	BBB3
銘柄数(発行体数)	18(15)

- ・モデルボートフォリオの特性値は、キャッシュを除く有価証券の組入 比率で加重平均したものです。 ※1 最終利回りおよびデュレーションは、信託期間内に到来する繰上償還 白を基準に算出しています。 ※2 為替ヘッジコストは対象通貨の短期金利と円短期金利との差の加重 平均により履便的に計算しています。 ※3 平均格付とは、基準日時点でモデルボートフォリオに属している有価 証券の信用格付を加重平均したものであり、ファンドの信用格付では あません。 ありません。





上記最終利回り(5.83%、為替ヘッジコスト控除前、2013年5月21日現在)は、アムンディが想定する償還日に基づくものです。 信託期間内に組入有価証券が償還した場合には、信託期間内に償還または繰上償還日を迎える優先証券等に再投資しますが、当初 投資した組入有価証券に比べ、償還または繰上償還日までの期間が短くかつ低い利回りのものである可能性があり、その結果ファンドの償還日が近づくにつれ、ファンドの利回りが低下する場合があります。

- 出所:ブルームバーグ、アムンティ(パリ)等のテータを基に、アムンティ・ジャパン株式会社が作成。
 ・各格付別比率は、スタンダード&ブアーズ社、ムーディーズ社またはフィッチ社が付与する格付を参照し、格付表記はアムンディ独自の表記を用いています。各格付別比率は数字付加記号やブラス、マイナスの符号等は考慮しておりません。
 ・四括五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

〔ファンドの商品分類〕

ファンドは、追加型投信/内外/その他資産(優先証券)に属します。

商品分類表

属性区分表

יייייייייייייייייייייייייייייייייייייי	`		12 12 12 12		1	
単位型・	投資対象	投資対象資産	──│ │ 投資対象資産	決算頻度	投資対象	為替
追加型	地域	(収益の源泉)	汉莫刈豕莫庄	八开炉及	地域	ヘッジ
			株式	年1回	グローバル (日本を含む)	
			大型株	年2回		
			中小型株		日本	
		株式		年4回		
			債券		北米	あり
	国 内	債 券	一般	年6回		(フルヘッジ)
単位型投信			公債	(隔月)	欧州	
		不動産投信	社債			
	海外		その他債券	年12回	アジア	
		その他資産(優先証券)	クレジット属	(毎月)		
追加型投信		(没儿趾力)	性		オセアニア	
	内外	資産複合	()	日々	中南米	なし
			不動産投信	その他		
				()	アフリカ	
			その他資産			
			(優先証券)		中近東	
			資産複合		(中東)	
			() 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注)ファンドが該当する商品分類表・属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類(表の網掛け部分)の定義は以下のとおりとなっております。

商品分類の定義

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信
	託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投
	資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益
	が実質的にその他資産(優先証券)を源泉とする旨の記載があるもの
(優先証券) 	をいいます。

属性区分の定義

その他資産 (優先証券)	目論見書または投資信託約款において、その他資産(優先証券)に主と して投資する旨の記載があるものをいいます。
年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル (日本を含む)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産(日本を含む)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジあり (フルヘッジ)	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

*前記は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。商品分類・属性区分の全体的な定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

ファンドは400億円を限度として信託金を追加することができます。 ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2)【ファンドの沿革】

平成25年7月31日 投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始(予定)

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは以下のとおりです。

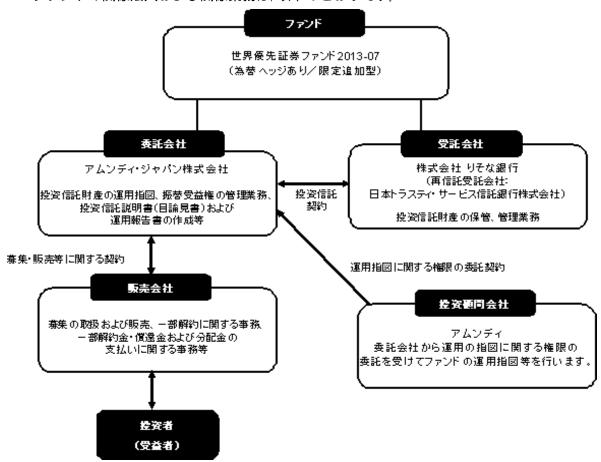


運用会社であるアムンディ(本社:パリ)に運用の指図に関する権限の一部または全部を委託 します。

アムンディでは、徹底した発行体のファンダメンタルズ分析および銘柄分析に基づき、利回りや 流動性等を勘案して銘柄を選択し、ポートフォリオを構築します。

資金動向、投資信託財産の規模、市況動向および残存信託期間等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

ファンドの関係法人および関係業務は、以下のとおりです。



各契約の概要

_ 日久//50 院女	
各契約の種類	契約の概要
投資信託契約 (証券投資信託にかかる投資信託契約 (投資信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の 実行の請求の受付、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等 に関する契約
運用指図に関する権限の委託契約	委託会社と投資顧問会社の間で締結する当該証券投資信託の投資信 託財産の運用指図を行うための運用指図の権限の委託契約

委託会社の概況

名 称 等	アムンディ・ジャパ	ン株式会社(金融商品取	引業者 登録番号 関東財務局長(金商	商)第350号)	
資本金の額	12億円				
会社の沿革	昭和46年11月22日 昭和55年 1月 4日 平成10年 1月28日 平成10年 4月 1日 平成10年11月30日 平成16年 8月 1日	ソシエテ ジェネラル投株式会社)が主要株主。山一投資顧問株式会社が証券投資信託委託会社の	プ株式会社から山一投資顧問株式会社 資顧問株式会社(現アムンディ・ジャ となる Nらエスジー山一アセットマネジメント D免許取得	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	宮変更
	平成16年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成19年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 平成22年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更				
大株主	名	称	住 所	所有株式数	比率
の状況	アムンディ・ジャパ 社	ンホールディング株式会	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	2,400,000株	100%

(本書作成日現在)

アムンディ概要

アムンディは、運用資産規模で7,274億ユーロ(約83兆円、1ユーロ = 114.71円で換算。2012年12月末現在)を超え、欧州第2位、世界ではトップ・テンに入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30ヵ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

アムンディは、世界中の1億人以上の個人投資家のお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注いでいます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供しています。

インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査(2012年6月版(数値は2011年12月末現在))

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用方針

世界の金融機関が発行する優先証券を主要投資対象とし、インカムゲインの確保と投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

投資態度

- 1) G-SIFIs (Global Systemically Important Financial Institutions) に指定された金融機関が実質的に発行する優先証券を中心に投資します。G-SIFIsに指定されていない金融機関が発行する優先証券に投資することがあります。その場合、発行体の格付は取得時においてシングルA格相当以上とします。
- 2)信託期間内に次回の繰上償還日が到来する優先証券に投資します。なお、投資した優先証券の繰上償還後または売却後に、当該償還金・売却代金を他の優先証券に再投資せずに、短期有価証券ならびに短期金融商品等に投資する場合があります。
- 3)優先証券の投資にあたっては、利回り、信用リスクや流動性等を勘案して銘柄を選択します。 当初ポートフォリオ構築時においては、投資適格の優先証券を中心に組入れます。
- 4)外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
- 5) アムンディに運用の指図に関する権限の一部または全部を委託します。
- 6)資金動向、市況動向、投資信託財産の規模、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

1)次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ.有価証券

- ロ.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託 約款に定めるものに限ります。)にかかる権利
- 八.金銭債権
- 二.約束手形
- 2)次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社(委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、運用の指図に関する項目について同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人が発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6.資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1 項第6号で定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券(金融商品取引 法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.から11.までの証券または証書の件質を有するもの
- 13.投資信託および外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14.投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で 定めるものをいいます。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16.オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
- 17. 預託証書 (金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発 行信託の受益証券に限ります。)
- 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
- 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券 発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22. 外国の者に対する権利で前記21.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券(ただし、投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」とます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品 取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3.コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で前記5.の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、 委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を1.から6.までに掲げ る金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、投資信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託(金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。)な投資信託証券をいいます。)を除きます。)の時価総額が、投資信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

(3)【運用体制】

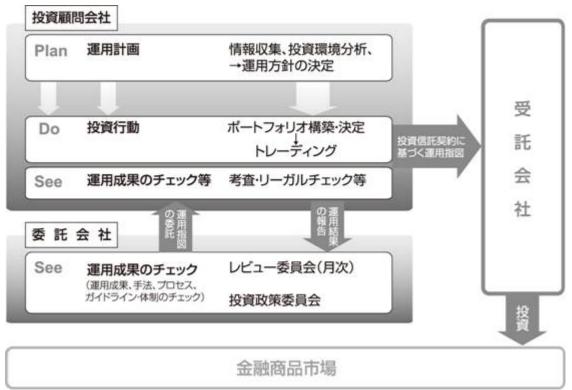
投資戦略の決定および運用の実行

アムンディを投資顧問会社とし、委託会社は運用指図の権限を委託します。

運用結果の評価

月次で開催するレビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。

ファンドの運用体制は以下のとおりとなっております。



*委託会社の運用成果のチェック・・・レビュー委員会(7名以上)、投資政策委員会(3名以上)

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・服務規程
- ・リスク管理基本規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年 1 回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施 投資顧問会社・・定期的に運用報告を受け取り、必要に応じてレビューミーティング

上記は本書作成日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時(原則として年2回、毎年1月25日および7月25日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

(a) 分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

(b) 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、分配対象額の範囲で委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。したがって将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(c) 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配

- (a) 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1.投資信託財産に属する配当等収益(配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2.売買損益に評価損益を加減して得た利益金額(以下「売買益」といいます。) は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を 控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、 受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配 準備積立金として積み立てることができます。
- (b) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払

- (a) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に支払います。
- (b) 前記(a)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- (c) 受益者が、収益分配金について前記(a)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときはその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(5)【投資制限】

ファンドの投資信託約款で定める投資制限

- 1)株式への投資割合には制限を設けません。
- 2)同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の転換社債(この場合の転換社債とは、商法の一部を改正する法律施行前の旧商法の規定に基づき発行されたものをいいます。)ならびに転換社債型新株予約権付社債(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、または会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。)の時価総額および外国で発行される他の有価証券への転換にかかる同様の性質を有する証券、証書などの有価証券の時価総額の合計額が、取得時において投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

- 3)投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 4)外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 5)同一銘柄の株式等への投資制限
 - (a) 委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額の合計額が、投資信託 財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有 価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを 調整します。
 - (b) 委託会社は、投資信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の合計額が、投資信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
- 6) デリバティブ取引等は、投資信託約款の規定の範囲で行います。
- 7)有価証券の貸付けの指図および範囲
 - (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の1.、2.の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 - 1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - (b) 有価証券の貸付が前記 1 .、2 .に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を 行うものとします。

8)信用取引の指図範囲

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 前記(a)の信用取引の指図は、次の1.から6.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.から6.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1.投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
 - 2.株式分割により取得する株券
 - 3.有償増資により取得する株券
 - 4.売り出しにより取得する株券
 - 5.投資信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新 株予約権の行使により取得可能な株券
 - 6.投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株 予約権(前記5.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

9)公社債の空売りの指図範囲

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(投資信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 前記(a)の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の 純資産総額の範囲内とします。
- (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の売付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

10)公社債の借入れの指図範囲

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 前記(a)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- (d) 前記(a)の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

11) 資金の借入れ

- (a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または、再投資に係る収益分配金の支払い資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- (c) 収益分配金の再投資に係る借入れ期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入れ額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。
- 12) 受託会社による資金の立替え
 - (a) 投資信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
 - (b) 投資信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子、株式の配当金等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立て替えて投資信託財産に繰り入れることができます。
 - (c) 前記(a)、(b)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

法令により禁止または制限される取引等

1)同一法人の発行する株式の投資制限

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う全ての委託者指図型 投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係 る議決権の総数の50%を超えることとなる場合において、投資信託財産をもって当該株式を 取得することを受託会社に指図することはできません。

2) デリバティブ取引に係る投資制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の変動要因

ファンドは主として優先証券など値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクがあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**

ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

優先証券の価格変動リスク

- ・優先証券の価格は、金利、発行体の財務状況等により変動します。一般に、金利の上昇、発行体の財務状況の悪化等は、優先証券の価格の下落の要因と考えられます。優先証券の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- ・優先証券には、主に以下のような固有のリスクがあります。ただし、以下の記述は優先証券固有の リスクをすべて網羅したものではありません。
- 1) 弁済順位に関するリスク(劣後リスク)
- 一般的に優先証券の弁済順位は株式に優先し、普通社債や劣後債等より劣後します。したがって、 発行体が破綻等に陥った場合、他の優先する債務が弁済されない限り、元利金の支払いを受ける ことができません。
- 2) 繰上償還延期および買い戻しに関するリスク
- 一般的に優先証券には、繰上償還条項が付与されていますが、予定された期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは繰上償還されないと見込まれる場合等には、価格が大きく下落する可能性があります。

また、発行体は繰上償還以外に、時価を基準に優先証券の買い戻しを行う場合があります。それに応じて売却したときに損失が生じ、基準価額が下落する場合があります。

3) 利息、配当および元本に関するリスク

優先証券には、利息または配当の支払繰延条項等が付与されている証券があります。発行体の財務状況の変化、金融規制当局の動向、その他当該支払繰延条項等に規定された条件が満たされた場合には、利息または配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性、利息、配当または元本が減額される可能性があります。

信用リスク

・発行体の財務内容の悪化等により元金や利金等の支払い等、発行体による債務の履行が遅滞する、あるいは履行されないリスクです。ファンドが主要投資対象とする優先証券の発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化といった事態は信用リスクの上昇を招くことがあります。この場合、優先証券の価格の下落や為替ヘッジ等における障害の発生による不測のコスト上昇等を招くことがあります。

優先証券は一般的に同一の発行体が発行する普通社債より低い格付となるため、発行体の信用状況等が悪化した場合、普通社債以上に価格が大きく下落する可能性があります。また、投資適格未満の優先証券に投資することがあります。これらを要因として、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

・優先証券の発行体および為替ヘッジ等の取引相手方が破産した場合は、投資資金の全部あるいは 一部を回収することができなくなることがあります。その結果、ファンドの基準価額が下落し、損 失を被り投資元本を割込むことがあります。

流動性リスク

短期間で大量の換金があった場合等には組入有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、優先証券は、公社債と比べ市場規模が小さく、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクが高い傾向にあります。

為替変動リスク

外貨建資産は、為替レートの変動により円換算価格が変動します。ファンドが投資する外貨建資産については、対円で為替ヘッジを行いますが、円金利がヘッジ対象通貨に係る金利より低い場合には、両通貨の短期金利差相当分のヘッジコストがかかります。また、為替ヘッジを行った場合でも為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替レートの変動の影響を受ける場合があり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

特定の業種・発行体 ・銘柄への集中投資リスク

・ファンドは、金融機関が実質的に発行した優先証券を中心に投資するため、個別の金融機関の経営・財務状況、金融規制当局や政府等の金融機関に対する規制、行政方針や金融情勢の変化等、金融セクター固有の要因により影響を受けます。また、同一発行体の発行した証券への投資比率が高くなる可能性があります。したがって、多くの業種に幅広く分散投資された投資信託に比べ、基準価額の変動が大きくなる可能性があります。

金融機関やそのグループ全体を指します。

基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

(2)その他の留意点

規制の変更に関する留意点

ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制および会計基準等は今後変更される可能性があります。将来、優先証券に関する規制や基準が変更された場合、ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

ファンドの繰上償還

ファンドは、投資信託財産の純資産総額が10億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

その他の留意事項

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合等は、委託会社の判断により、ファンドの購入・換金の申込みの受付を制限または中止することおよびすでに受付けた購入・換金の申込みを取消すことがあります。

購入・換金の申込みの受付が中止または取消しされた場合には、受益者は当該受付中止または 取消し以前に行った当日の購入・換金の申込みを撤回できます。

- (3) 投資信託と預金および預金等保護制度との関係について
 - ・投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
 - ・投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありませ

EDINET提出書類 アムンディ・ジャパン株式会社(E09666) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

h.

(4) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申 し上げます。

- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います(登録金融機関は販売の窓口となります).
- ・投資信託は値動きのある証券(外貨建資産には為替変動リスクがあります)に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになり ます。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中は信託報酬およびその他の費用等がかかります。
- ・投資信託のお申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

(5) リスク管理体制

アムンディ・ジャパン株式会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび 管理を行っております。

運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告しております。

運用リスクの管理

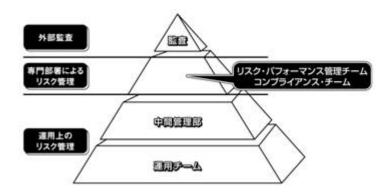
リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理しており、定期的にリスク委員会に報告しております。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じております。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

(ご参考)

《アムンディ(投資顧問会社)のリスク管理体制》

アムンディのリスクモニターおよびリスク管理は次の3段階で行っています。



・運用上のリスク管理

ファンドの運用を担当する運用チームは、中間管理部・業務部とともに、多数のツールを活用し、市場データやポートフォリオ分析、実際のポートフォリオのポジション流動性、パフォーマンスのモニタリング、リスク試算等を行います。モニタリングだけでなく、ポートフォリオ対規約規制、顧客の指定規約や社内規程の遵守状況の確認を行います。

・専門部署によるリスク管理

リスク・パフォーマンス管理チームは、社内規制のモニタリングとして、市場リスク、発行体信用リスクおよび運用監査の3項目のチェックを行います。ファンド・マネージャーとは別のレポートラインを持ち、投資決定での独立性が確保されます。

また、コンプライアンス・チームは社内外の法令遵守等についてのチェックを行います。

· 外部監査等

クレディ・アグリコル エス・エー (アムンディの母体) およびアムンディの独立した監査チームが、適切な業務遂行とリスク管理システムの適切性の調査を随時行います。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込総金額に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間中は1口当たり1円)に販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。なお、本書作成日現在の料率上限は、3.15%(税抜3.0%)です。

申込手数料については、販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

<取得申込時にお支払いいただく金額>



(2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はありません。ただし、一部解約の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額が控除されます。

「信託財産留保額」とは運用の安定性を高めるために換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に 留保されます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、投資信託財産の日々の純資産総額に対し年率1.6065%(税抜1.53%)以内を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて毎日、費用計上されます。信託報酬の配分は以下の通りとします。

(年率)

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
50億円以下の場合	0.8925%	0.6825%	0.0315%
301息口以下の場口	(税抜 0.85%)以内	(税抜 0.65%)	(税抜 0.03%)
50億円超	0.7875%	0.7875%	0.0315%
100億円以下の場合	(税抜 0.75%)以内	(税抜 0.75%)	(税抜 0.03%)
100億円超の場合	0.6825%	0.8925%	0.0315%
100億円煌の場合	(税抜 0.65%)以内	(税抜 0.85%)	(税抜 0.03%)

信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のときに、投資信託財産中から支弁します。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん投資信託財産から収受した後、販売会社に支払います。

アムンディ(運用指図権限委託先)に支払う報酬額は、投資信託財産の日々の純資産総額に対し年率0.85%以内を乗じて得た金額とし、毎計算期間末または信託終了の翌営業日以降に委託会社が支払うものとします。

上記の信託報酬等は、本書作成日現在のものです。

(4)【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(投資信託財産の財務諸表の 監査費用(年率0.01%(税込)、上限500万円/回(税込)(本書作成日現在))、特定資 産の価格等の調査に要する諸費用、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等 の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関 連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)および 受託会社の立替えた立替金の利息は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁すること ができます。また、有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費 用がかかります。

委託会社は、前記 の信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積ったうえで、実際の費用にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。本書作成日現在、当該諸費用の金額の上限は、固定率にて年0.1%(税込)を投資信託財産の純資産総額に乗じて得た額です。この場合、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

前記 において信託事務の処理等に要する諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、毎計算期間末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の金融商品引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税上の取扱いは、平成25年3月末現在の内容に基づいて記載しており、税法が改正された場合等には、以下の内容および本書における税制に関する記載内容が変更になることがあります。ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は配当所得として下記の税率により源泉徴収 されます。

なお、原則として、申告分離課税 1 または総合課税により確定申告を行う必要がありますが申告不要制度を選択することができます。

○換金時および償還時における差益は譲渡所得等となり、下記の税率による申告分離課税が適用され、確定申告が必要となります。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合は、下記の税率により源泉徴収が行われ、原則として、確定申告は不要となります。

期間 税率

平成25年12月31日まで	10.147% (所得税7%、復興特別所得税0.147% 2、地方税3%)
平成26年1月1日から	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
平成49年12月31日まで	20.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315% 2、地方税5%)
平成50年1月1日以降	20% (所得税15%および地方税5%)

- 申告分離課税を選択した場合において、上場株式等の譲渡損失の金額がある場合には、 上場株式等の配当所得(収益分配金を含みます)と当該上場株式等の譲渡損失(解 約損、償還損を含みます)の損益通算をすることができます(当該上場株式等の配当 所得の金額を限度とします)。なお、損益通算してもなお控除しきれない損失の金額 については、翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能です。
- ² 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税(基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額)が加算されます。
- (注)ファンドは、配当控除は適用されません。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額について、下記の税率により源泉徴収されます(地方税の源泉徴収はありません)。

期間	税率
平成25年12月31日まで	7.147% (所得税7%、復興特別所得税0.147%)
平成26年1月1日から	
平成49年12月31日まで	15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%)
平成50年1月1日以降	15%(所得税15%)

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間は、復興特別所得税(基準所得税額に対して2.1%を乗じて得た金額)が加算されます。

(注)ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

個別元本について

- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等(申込手数料は含まれません)が受益者の元本(個別元本)に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は 支店等ごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せく ださい。
- 4) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金) を控除した額が、その後の個別元本となります。

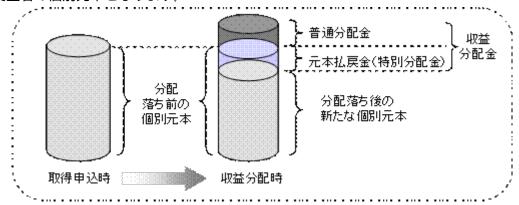
「元本払戻金(特別分配金)」については、後記「 収益分配金の課税について」をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金とな

り、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から前記元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準 を保証するものではありません。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5【運用状況】

ファンドの運用は、平成25年7月31日より開始される予定であり、本書作成日現在、該当事項はありません。ファンドの運用状況については、有価証券報告書に記載されます。

- (1) 【投資状況】該当事項はありません。
- (2) 【投資資産】 該当事項はありません。
- (3) 【運用実績】 該当事項はありません。
- (4) 【設定及び解約の実績】 該当事項はありません。

<参考情報>

運用実績

ファンドの運用は、平成25年7月31日より開始される予定であり、同日まで運用実績はありません。 したがって以下に記載すべき該当事項はありません。なお、ファンドにはベンチマークはありません。 ん。

基準価額・純資産の推移 分配の推移 主要な資産の状況 年間収益率の推移 運用実績等については、委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

- 1 【申込(販売)手続等】
 - 1)お申込みの受付場所

ファンドの取得申込は、委託会社が指定する販売会社の本支店営業所等において取扱っております。詳細は後記までお問合せください。

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル) 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: http://www.amundi.co.jp

2)申込手続きと申込価額

申込期間	申込価額
当初申込期間	1口当たり1円
継続申込期間	申込受付日の翌営業日の基準価額

取得申込の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの(当該取得の申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。

申込締切時間は販売会社によって、異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せく ださい。

取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、 その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込の受付を中止することおよび既に受付 けた取得申込の受付を取消すことができます。

3)申込単位

販売会社が定める単位とします。 詳しくは、販売会社にお問合せください。

*取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金(解約)手続等】

1)途中換金 の受付

途中換金とは投資信託約款上の一部解約と同意義です。

- (a) 原則として、毎営業日換金(解約)のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた 販売会社においてお申込みください。
- (b) 受益者が途中換金の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行う ものとします。
- 2)途中換金取扱期間と換金価額
 - (a) 途中換金の実行の請求の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの(当該換金の申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。申込締切時間は販売会社によって、異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問せください。
 - (b) 途中換金の実行請求日が、ファンドの休業日(ユーロネクストの休業日、フランスの祝休日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合)は、委託会社は途中換金の実行の請求を受付けないものとします。
 - (c) 換金価額は、換金請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。
 - (d) 換金代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して原則として5営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。
- 3)換金単位

販売会社が定める単位とします。詳しくは、販売会社にお問合せください。

4)換金価額の照会方法

換金価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社および販売会社に問合せることにより知ることができます。なお、換金価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

ファンドの換金価額について委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル) 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: http://www.amundi.co.jp

- 5)途中換金の実行の請求の受付を中止する特別な場合
 - (a) 委託会社は金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、途中換金の実行の請求の受付を制限または中止することおよび既に受付けた途中換金の実行の請求の受付を取消すことができます。
 - (b) 途中換金の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中換金の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中換金の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中換金の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。
- 6)受益権の買取

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

7)買取請求の受付と買取価額

買取請求の受付と買取価額の詳細については、販売会社へお問合せください。

8)買取請求の受付を中止する特別な場合

金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は受益権の買取を中止すること、および既に受付けた受益権の買取を取消すことができます。

- * 買取請求の受付を中止する特別な場合の詳細については、販売会社にお問合せください。
- * 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および投資信託約款に規定する借入有価証券を除きます)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

ファントの上の及長対象の計画が広ばめ上の過じてす。		
対象	評価方法	
株式	原則として、基準価額計算日 ¹ の金融商品取引所の終値で評価します。	
公社債等	原則として、基準価額計算日 ¹ における金融商品取引所等の最終相場、 または以下のいずれかの価額で評価します。 ² 日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値) 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。) 価格情報会社の提供する価額	
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を 行います。	
予約為替	原則として、基準価額計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価します。	

- 1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
- 2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

ファンドの基準価額について委託会社の照会先は後記の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル) 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: http://www.amundi.co.jp

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成25年7月31日から平成28年7月25日までです。

ただし信託期間中に「(5) その他 信託の終了(ファンドの繰上償還)」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この投資信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 信託の終了(ファンドの繰上償還)」をご覧ください。

(4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、毎年7月26日から翌年1月25日まで、および1月26日から7月25日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は投資信託契約締結日から平成26年1月27日までとします。

前記 にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が 休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が 開始されるものとします。

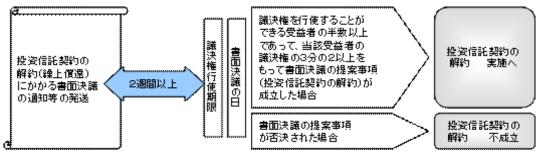
ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了(ファンドの繰上償還)

- (イ)委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、 信託を終了させることができます。この場合には、あらかじめ、監督官庁に届け出ます。
 - A 投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めたとき
 - B やむを得ない事情が発生したとき
 - C 投資信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなったとき
- (ロ)委託会社は、前述の事項AからCについて、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知をこの投資信託契約にかかる知れている受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。
- (ハ)(ロ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該 受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (二)(口)、(八)の手続は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、(口)、(八)の手続は、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合には適用しません。



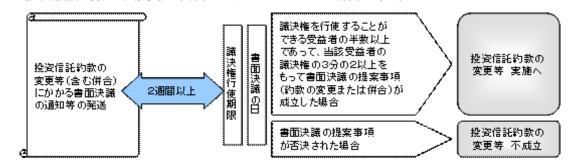


- (ホ)書面決議において当該変更等に対して反対した受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
- (へ)委託会社は、次の場合においては、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
 - B 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
 - C 監督官庁から投資信託契約の解約の命令を受けたとき

AまたはBにおいて、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「投資信託約款の変更等」の書面決議で提案事項を否決された場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

投資信託約款の変更等

- (イ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ監督官庁に届け出ます。
- (ロ)委託会社は、(イ)の変更事項の内容が重大なものおよび併合について書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知をこの投資信託約款にかかる知れている受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。
- (ハ)(ロ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該 受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (二)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ホ)(ロ)から(二)の手続は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合 において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電 磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 - < 投資信託約款の変更等の内容が重大なものである場合の手続 >



(へ)書面決議において当該変更等に対して反対した受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

運用報告書の作成

毎決算時および償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に販売会社よりお届けい

たします。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更新に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとします。投資顧問会社との「投資一任契約」にかかる契約の有効期間は、契約締結の日から信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても必要があるときは、契約の一部を変更することができます。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

その他

ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を毎計算期間の終了後3ヵ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム(EDINET)によって提出されており、同庁が提供するホームページ(http://info.edinet-fsa.go.jp/)にて閲覧することができます。

4 【受益者の権利等】

- (1) 収益分配金請求権
 - 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
 - 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。)に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします(原則として決算日(休日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します)。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
 - 3)受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。
- (2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる投資信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

投資信託契約の解約、または重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属す

EDINET提出書類 アムンディ・ジャパン株式会社(E09666) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

る受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前記「信託の終了(ファンドの繰上償還)」(口)または、「投資信託約款の変更等」(口)に規定する書面に付記します。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドの運用は、平成25年7月31日より開始される予定であり、本書作成日現在、何ら資産を有していません。

ファンドの経理状況については、有価証券報告書に記載されます。

委託会社は、有価証券報告書に記載するファンドの経理状況を表示する投資信託財産にかかる財務諸表の作成にあたっては、財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)および投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)の定めるところにより行います。また、この財務諸表に財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号)に定める監査証明を受けることとしております。

1【財務諸表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成いたしません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものはありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。 上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益 権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の増加につき、その備える振替口座簿に記載 または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したもので ない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位 機関を含みます)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載 または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が 異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断 したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします)に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の 支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払等については、投資信託約 款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

本書提出日現在

資本金の額 : 12億円

発行株式総数 : 9,000,000株 発行済株式総数 : 2,400,000株

過去5年間における資本金の額の増減はありません。

(2)委託会社の概況

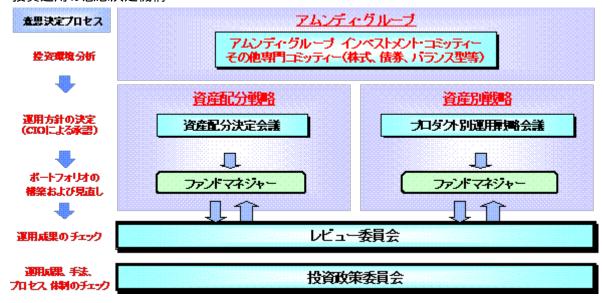
委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その 決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構



- ・アムンディ・グループで開催される投資に関する様々なコミッティーで、グループの株式・ 債券見通し、および運用戦略を決定します。
- ・アムンディ・グループで決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダ クト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるレビュー委員会において、資産配分戦略、各プロダクトにおける運用評価の 結果を運用関係者にフィードバックします。また必要に応じて開催する投資政策委員会では、 運用プロダクトの質について検証します。

・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

営業の概況

平成25年4月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	46	117,142
追加型株式投資信託	147	1,469,688
追加型公社債投資信託	1	18,706
合計	194	1,605,536

3【委託会社等の経理状況】

- (1)委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- (2)財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。
- (3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。 また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第32期事業年度に係る中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

				(単位:千円)
		第30期		第31期
	(平5	戊23年3月31日)		(平成24年3月31日)
資産の部				
流動資産				
現金・預金		5,186,673		2,650,700
有価証券		1,001,358		1,302,738
前払費用		403,282		276,348
未収還付法人税等		93,284		6,975
未収入金		6,479		7,883
未収委託者報酬	*1	1,437,380	*1	1,049,520
未収運用受託報酬	*1	866,717	*1	598,799
未収投資助言報酬		35,736	*1	39,549
未収収益		13,872	*1	113,024
繰延税金資産		178,538		172,456
立替金	*1	43,594	*1	39,301
その他		271		39,258
流動資産合計		9,267,185		6,296,549
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	154,935	*2	137,459
器具備品(純額)	*2	160,814	*2	131,839
有形固定資産合計		315,748		269,298
無形固定資産				
ソフトウエア		15,269		12,446
電話加入権		2,804		934
無形固定資産合計		18,074		13,380
投資その他の資産				
投資有価証券		316,162		1,919,090
関係会社株式		86,168		86,168
長期未収入金		7,000		6,000
長期差入保証金		223,620		191,981
長期前払費用		238		-
ゴルフ会員権		60		60
貸倒引当金		7,000		6,000
投資その他の資産合計		626,248		2,197,298
固定資産合計		960,069		2,479,976
資産合計		10,227,255		8,776,525
				(単位:千円)
		第30期		第31期
	(平5	戊23年3月31日)		(平成24年3月31日)

流動負債				日岡町万田山自(四国)以
リース債務		4,012		1,186
預り金		338,444		277,120
未払金		995,236		644,571
未払償還金		12,745		8,124
未払手数料		667,369		483,904
その他未払金	*1	315,122	*1	152,543
未払費用	*1	306,345		242,443
未払法人税等		-		13,069
未払消費税等		10,404		11,112
前受収益		1,223,720		615,072
賞与引当金		130,583		91,301
役員賞与引当金		19,919		15,388
資産除去債務		-		12,210
統合関連費用引当金		143,429		-
流動負債合計		3,172,092		1,923,473
固定負債				
リース債務		2,000		816
繰延税金負債		15,402		10,581
退職給付引当金		55,426		61,157
賞与引当金		-		9,536
役員賞与引当金		-		8,673
資産除去債務		58,469		50,003
固定負債合計		131,296		140,765
負債合計		3,303,389		2,064,237
純資産の部				
株主資本				
資本金		1,200,000		1,200,000
資本剰余金				
資本準備金		1,076,268		1,076,268
その他資本剰余金		1,342,567		1,342,567
資本剰余金合計		2,418,835		2,418,835
利益剰余金				
利益準備金		110,093		110,093
その他利益剰余金		3,195,308		2,991,801
別途積立金		1,600,000		1,600,000
繰越利益剰余金	- <u></u> -	1,595,308		1,391,801
利益剰余金合計		3,305,401		3,101,893
株主資本合計		6,924,235		6,720,728
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		369		8,441
評価・換算差額等合計		369		8,441
純資産合計		6,923,866		6,712,288
負債純資産合計		10,227,255		8,776,525

(2)【損益計算書】

		(単位:千円)
	第30期	第31期
	(自 平成22年4月 1日	(自 平成23年4月 1日
	至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)
委託者報酬	7,415,163	6,808,292
運用受託報酬	2,351,244	1,786,519
投資助言報酬	48,240	32,750
その他営業収益	149,127	532,630
営業収益合計	9,963,775	9,160,192
営業費用		
支払手数料	3,507,361	3,281,468
広告宣伝費	178,753	15,452
調査費	1,634,240	1,340,502
調査費	656,837	608,715
委託調査費	977,403	731,787
委託計算費	20,231	22,888
営業雑経費	173,809	257,680
通信費	48,587	64,101
印刷費	113,422	176,184
協会費	11,799	17,395
営業費用合計	5,514,394	4,917,990
-般管理費		
給料	2,765,239	2,819,805
役員報酬	184,220	219,810
給料・手当	2,237,168	2,284,355
賞与	342,503	249,749
役員賞与	1,349	65,891
交際費	28,464	13,982
旅費交通費	84,716	83,998
租税公課	34,849	34,892
不動産賃借料	217,062	198,292
賞与引当金繰入	130,583	83,681
役員賞与引当金繰入	19,919	10,069
退職給付費用	236,564	249,207
固定資産減価償却費	50,076	51,786
福利厚生費	417,155	431,451
諸経費	263,708	186,838
一般管理費合計	4,248,335	4,164,002
営業利益	201,046	78,200
営業外収益		
有価証券利息	9,261	31,032
受取利息	*1 4,455	25

				有伽証夯油出書(內国投資1
有価証券売却益		-		7,629
雑収入		12,052		8,642
営業外収益合計		25,769		47,327
営業外費用				
為替差損		26,339		22,423
有価証券売却損		14,398		-
雑損失		4,091		48
営業外費用合計		44,829		22,471
経常利益		181,986		103,056
特別利益				
清算配当金	*1*2	636,420	*1*2	73,294
特別利益合計		636,420		73,294
特別損失				
減損損失	*3	6,653	*3	8,822
固定資産除却損	*4	3,326	*4	5,437
特別損失合計		9,979		14,259
税引前当期純利益		808,428		162,092
法人税、住民税及び事業税		3,153		3,800
過年度法人税等		3,254		-
法人税等調整額		34,822		6,799
法人税等合計		34,721		10,599
当期純利益		773,707		151,493

(3)【株主資本等変動計算書】

		(単位:千円)
	第30期	第31期
	(自 平成22年4月 1日	(自 平成23年4月 1日
	至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,200,000	1,200,000
当期変動額		
当期変動額合計		-
当期末残高	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,076,268	1,076,268
当期変動額		
当期変動額合計		-
当期末残高	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金		
当期首残高	-	1,342,567
当期变動額		
合併による増加	1,342,567	-
当期変動額合計	1,342,567	-

		テムフティ・シャハフ株式云 有価証券届出書(内国投資信託
当期末残高	1,342,567	1,342,567
資本剰余金合計		
当期首残高	1,076,268	2,418,835
当期変動額		
合併による増加	1,342,567	-
当期変動額合計	1,342,567	-
当期末残高	2,418,835	2,418,835
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	110,093	110,093
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	110,093	110,093
その他利益剰余金		<u> </u>
別途積立金		
当期首残高	1,600,000	1,600,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,600,000	1,600,000
操越利益剰余金		
当期首残高	2,327,410	1,595,308
当期変動額	, ,	, ,
合併による増加	1,025,810	-
剰余金の配当	480,000	355,000
当期純利益	773,707	151,493
当期変動額合計	732,103	203,507
当期末残高	1,595,308	1,391,801
		(単位:千円)
	第30期	第31期
	(自 平成22年4月 1日	(自 平成23年4月 1日
	至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)
利益剰余金合計		
当期首残高	4,037,503	3,305,400
当期変動額		
合併による増加	1,025,810	-
剰余金の配当	480,000	355,000
当期純利益	773,707	151,493
当期変動額合計	732,103	203,507
当期末残高	3,305,400	3,101,893
株主資本合計		
当期首残高	6,313,771	6,924,235
当期変動額		
合併による増加	316,757	-
剰余金の配当	480,000	355,000
当期純利益	773,707	151,493

_		<u> 有侧趾分庙山青(内国投真后武</u>
当期変動額合計	610,464	203,507
当期末残高 当期末残高	6,924,235	6,720,728
- 評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,313	369
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純		
額)	944	8,071
当期変動額合計	944	8,071
当期末残高	369	8,441
評価・換算差額合計		
当期首残高	1,313	369
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純		
額)	944	8,071
当期変動額合計	944	8,071
当期末残高	369	8,441
純資産合計		
当期首残高	6,312,459	6,923,866
当期变動額		
合併による増加	316,757	-
剰余金の配当	480,000	355,000
当期純利益	773,707	151,493
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	944	8,071
当期変動額合計	611,408	211,578
当期末残高	6,923,866	6,712,288



重要な会計方針

1 . 有価証券の評価基準及び評価 方法	(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産 直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
	時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 10年~24年 器具備品 4年~20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。
	自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能 期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法に よっております。
3 . 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については 貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別 に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職 給付債務(直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給 付債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上して おります。

なお、会計基準変更時差異(7,388千円)については、15年による均等額を費用処理しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額の うち当事業年度に帰属する額を計上しております。

なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

4. その他財務諸表作成のための 基本となる重要な事項

(1) 消費税等

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(追加情報)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

	第30期			第31期	FI TO THE PROPERTY OF THE PROP
	(平成23年3月	31日現在)		(平成24年3月3	31日現在)
*1	*1 各科目に含まれる関係会社に対するものは以 *		*1	各科目に含まれる関係会	会社に対するものは以
	下のとおりであります。			下のとおりであります。	
	未収委託者報酬	71,963千円		未収委託者報酬	43,036千円
	未収運用受託報酬	42,600千円		未収運用受託報酬	23,404千円
	立替金	2,150千円		未収投資助言報酬	19,632千円

	その他未払金	30,758千円		未収収益	88,400千円
	未払費用	6,620千円		立替金	240千円
				その他未払金	55,401 千円
*2	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとお		*2	有形固定資産の減価償却累計額は以下のとお	
	りであります。			りであります。	
	建物	44,048千円		建物	53,646千円
	器具備品	117,902千円		器具備品	129,811 千円

(損益計算書関係)

	第30期		第31期
	(自 平成22年 4 月 1日		(自 平成23年 4 月 1日
	至 平成23年 3 月31日)		至 平成24年 3 月31日)
*1	各科目に含まれている関係会社に対するものは、以	*1	各科目に含まれている関係会社に対するものは、以
	下のとおりであります。		下のとおりであります。
	受取利息 3,717千円		清算配当金 73,294千円
	清算配当金 636,420千円		
*2	*2 特別利益に含まれる清算配当金 清算配当金は、当社の子会社であるエスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社の清算配当 金であります。		特別利益に含まれる清算配当金 清算配当金は、当社の子会社であるエスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社の最終清算 配当金であります。
*3	特別損失に含まれる減損損失	*3	特別損失に含まれる減損損失

場所 用途 種類 建物 NTT幕張ビル 処分予定資産 器具備品

当事業年度において、当社は以下の資産について減

損損失を計上いたしました。

当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体と なってキャッシュフローを生み出す単位として取り 扱っております。

当社は、ビジネス コンティニュイティ プラン (BCP) の一環として事故や災害等に備え千葉県千葉市美浜区 に所在するNTT幕張ビルに事務所を賃貸しておりまし た。しかしながら、当事業年度末に発生しました東日本 大震災の発生により、通信・交通網の遮断等が業務に及 ぼす影響を鑑み、大阪府大阪市中央区に所在するエプソ ン大阪ビルにBCPの事務所を移転することとなりまし た。その為、当初の予定より早期に資産を除却すること が予定され、当該将来の使用が見込まれないものについ ては処分予定資産としてグルーピングを行っておりま す。

NTT幕張ビルの事務所の建物と器具備品の一部につい ては、処分予定時における残存帳簿価格から直接減額 ました。

し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたし

(減損損失の金額)

当事業年度において、当社は以下の資産について減 損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
日比谷ダイビル 18F	処分予定資産	建物

当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体 となってキャッシュフローを生み出す単位として取 り扱っております。

当社は、東京都千代田区に所在する日比谷ダイビル に本社事務所を賃貸しておりますが、事務所の18階借 室部分を平成24年10月26日に返還することとなりま した。その為、当初の予定より早期に資産を除却する ことが予定され、当該将来の使用が見込まれないもの については処分予定資産としてグルーピングを行っ ております。

日比谷ダイビルの事務所18階借室部分の建物につい ては、処分予定時における残存帳簿価格から直接減額 し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いた しました。

(減損損失の金額)		戓損	損り	೬の	金額	1)
-----------	--	----	----	----	----	----

建物	3,071千円
器 具 備 品	3,581千円
合 計	6,653千円

建	物	8,822千円
合	計	8,822千円

*4 特別損失に含まれる固定資産除却損

固定資産除却損額は、旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併に伴い不要となった固定資産の除却であります。

*4 特別損失に含まれる固定資産除却損 固定資産除却損は、NTT幕張ビルの事務所の移 転等に伴い不要となった固定資産の除却であり

(株主資本等変動計算書関係)

第30期

ます。

(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
イ本エレリンが里光は	(千株)	(千株)	(千株)	(千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月30日 定時株主総会	普通 株式	480,000	200円	平成22年3月31日	平成22年7月1日

配当原資については、利益剰余金としております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月30日 定時株主総会	普通 株式	355,000	147円92銭	平成23年3月31日	平成23年6月30日

配当原資については、利益剰余金としております。

第31期

(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1.発行済株式に関する事項

## 一十 の 1手 **西	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
株式の種類	(千株)	(千株)	(千株)	(千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

(決議) 株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
------------	--------------------	--------------	-----	-------

平成23年6月30日	普通	055 000	4.47/III.00¢#	亚芹00年0日04日	元 戊 00 万 0日00日
定時株主総会	株式	355,000	147円92銭	平成23年3月31日	平成23年6月30日

配当原資については、利益剰余金としております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通 株式	300,000	125円	平成24年3月31日	平成24年7月1日

配当原資については、利益剰余金としております。

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容 有形固定資産 器具備品

(2) リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを適格に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

第30期 (平成23年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表	時価	差額
	計上額		
(1) 現金・預金	5,186,673	5,186,673	1
(2) 未収委託者報酬	1,437,380	1,437,380	-
(3) 未収運用受託報酬	866,717	866,717	-
(4) 有価証券及び投資有価証券	1,317,520	1,317,520	ı
資産計	8,808,290	8,808,290	1
(1) 未払手数料	667,369	667,369	-
負債計	667,369	667,369	-

第31期 (平成24年3月31日)

(単位:千円)

			(
	貸借対照表	時価	差額
	計上額		
(1) 現金・預金	2,650,700	2,650,700	-
(2) 未収委託者報酬	1,049,520	1,049,520	-
(3) 未収運用受託報酬	598,799	598,799	-
(4) 有価証券及び投資有価有価証券	3,221,828	3,221,828	-
資産計	7,520,846	7,520,846	-
(1) 未払手数料	483,904	483,904	-
負債計	483,904	483,904	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的 ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。関係会社株式は、当社の100%子会社であるデラウエア社の株式です。

(単位:千円)

区分	第30期(平成23年3月31日)	第31期(平成24年3月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	86,168	86,168

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第30期(平成23年3月31日)

(単位:千円)

				(半位・十口)
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	5,186,673	-	-	-
未収委託者報酬	1,437,380	-	-	-
未収運用受託報酬	866,717	-	-	-

有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち満期のあるもの(国債)	-	300,000	1	-
合計	7,490,770	300,000	-	-

第31期(平成24年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,650,700	ı	ı	-
未収委託者報酬	1,049,520	ı	ı	-
未収運用受託報酬	598,799	ı	ı	-
有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち満期のあるもの(国債)	300,000	1,460,000	360,000	-
合計	4,599,019	1,460,000	360,000	-

(有価証券関係)

第30期

(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1.子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	取得原価	貸借対照表	差額
		(千円)	計上額(千円)	(千円)
	(1)株式	-	-	-
貸借対照表計上額が取得	(2)債券	-	1	-
原価を超えるもの	(3)その他 (注)	7,000	8,488	1,488
	小計	7,000	8,488	1,488
	(1)株式	•		-
貸借対照表計上額が取得	(2)債券	305,685	304,560	1,125
原価を超えないもの	(3)その他 (注)	1,005,458	1,004,472	986
	小計	1,311,143	1,309,032	2,111
合計		1,318,143	1,317,520	623

(注) 投資信託受益証券であります

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

-			
	売却額	売却額 売却益の合計額	
	(千円)	(千円)	(千円)
株式	-	-	-
国債	300,000	-	6,150
投資信託	3,734	965	9,214

第31期

(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1.子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	取得原価	貸借対照表	差額
		(千円)	計上額(千円)	(千円)
	(1)株式	-	-	-
貸借対照表計上額が取得	(2)債券	385,272	385,812	540
原価を超えるもの	(3)その他 (注)	4,900	5,943	1,043
	小計	390,172	391,755	1,583
	(1)株式	-		-
貸借対照表計上額が取得	(2)債券	1,837,819	1,822,867	14,952
原価を超えないもの	(3)その他 (注)	1,008,068	1,007,206	862
	小計	2,845,887	2,830,073	15,814
合計	+	3,236,059	3,221,828	14,231

(注) 投資信託受益証券であります

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
	(千円)	(千円)	(千円)
投資信託	108,037	7,652	23

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第30期

(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、平成14年10月1日より、確定拠出型年金制度を採用しております。また、平成22年7月1日における旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社における退職給付制度を継承しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

(1) 退職給付債務(千円)	173,288
(2) 年金資産(千円)	115,892
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	57,396
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	1,970
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	55,426
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	55,426

3. 退職給付費用の内訳

退職給付費用(千円)	236,564
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	90,313
(2) 勤務費用(千円)	38,820

テムフティ・シャハフ株式云社(E09000) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	492
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	106,939

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成10年6月16日))に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

第31期

(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を有しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

(1) 退職給付債務(千円)	255,385
(2) 年金資産(千円)	192,751
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	62,634
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	1,478
(5) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)(千円)	61,157
(6) 前払年金費用(千円)	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	61,157

3. 退職給付費用の内訳

退職給付費用(千円)	249,207
(1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)	52,404
(2) 勤務費用(千円)	126,511
(3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	493
(4) 臨時に支払った割増退職金(千円)	69,800

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成10年6月16日))に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

(税効果会計関係)

第30期		第31期					
(平成23年3月31日現在)		(平成24年3月31日現在)					
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主	な原因別の内訳	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の	主な原因別の内訳				
操延税金資産	(千円)	 繰延税金資産	(千円)				
前受収益否認額	497,932	前受収益否認額	233,446				
繰越欠損金	861,283	繰越欠損金	974,852				
未払費用否認額	110,997	未払費用否認額	42,625				
賞与引当金等損金算入限度額超過額	53,134	賞与引当金等損金算入限度超過額	26,968				
退職給付引当金損金算入限度額超過額	22,553	退職給付引当金損金算入限度超過額	21,796				
減価償却資産	18,817	減価償却資産	18,095				
資産除去債務	23,791) 資産除去債務	22,173				

	その他	24,839
	繰延税金資産小計	1,613,345
	評価性引当金	1,427,810
	繰延税金負債との相殺	6,997
	繰延税金資産合計	178,538
	繰延税金負債	
	資産除去債務に対応する除去費用	22,399
	繰延税金負債小計	22,399
	繰延税金資産との相殺	6,997
	繰延税金負債合計	15,402
1		

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は税引前当期純利益となっておりますが、税務上の課税所得が発生していないため記載を省略しております。

	有恤証夯庙出書(內国投資信
その他	17,433
繰延税金資産小計	1,357,388
評価性引当金	1,176,212
繰延税金負債との相殺	8,720
繰延税金資産合計	172,456
繰延税金負債	
資産除去負債会計基準適用に伴	ò
有形固定資産計上額	19,301
繰延税金負債小計	19,301
繰延税金資産との相殺	8,720
繰延税金負債合計	10,581

: 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は税引前当期純利益となっておりますが、税務上の課税所得が発生していないため記載を省略しております。

3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債 の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成24年4月1日以後に解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.7%から回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.0%、平成28年4月1日以後のものについては35.6%にそれぞれ変更されております。なお、この税率変更による影響額は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り(2.0%)を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第30期	第31期
	(自 平成22年4月 1日	(自 平成23年4月 1日
	至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)
期首残高(注1)	120,000千円	58,469千円
有形固定資産の取得に伴う増加額(注2)	57,617千円	3,632千円
時の経過による調整額	852千円	1,224千円
資産除去債務の履行による減少額	120,000千円	1,112千円
期末残高	58,469千円	62,213千円

(注1) 第30期の「期首残高」は「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債

務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準提供指針第21号 平成20年3月31日)を適用したことによる残高であります。

(注2)第30期の「有形固定資産の取得に伴う増加額」は、合併による有形固定資産の取得も含みます。

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。 従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

(関連情報)

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、 記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載 はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

当社は開示対象となるセグメントはありませんので、報告セグメントごとの固定資産の減損損失の記載を 省略しております。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報) 該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報) 該当事項はありません。

<u>次へ</u>

(関連当事者情報)

第30期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 当社の親会社及び法人主要株主等

	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の	議決権等	関係内容			四コム類		期末残高
種類				内容 又は 職業	の所有 (被所有) 割合	役員の 兼任等	事業上の 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	州木残局 (千円)
親会社	アムンディ・ ジャパン	東京都	5,400	有価証券 直接	兼任	+±+++ 1_1	貸付金の回収 *1	850,000	-	-	
祝云红	ホールディング 株式会社	千代田区	百万	の保有	100%	1人	持株会社	利息の受取 *1	3,717	-	-

- .__ ´ 1.取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は、返済期日平成22年7月2日の一括返 済としております。なお担保は受け入れておりません。
- 2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 当社の子会社等

種 類	会社等の名称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割 合	関係 役員の 兼任等	内 容 事業上 の関係	・取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	エスジーアセット マネジメント(シ ンガポール)株式 会社	シンガポール	-	投資顧問業	(所有) 直接 85%	なし	アジア 地域の 運用 拠点	清算 受取 配当金	636,420	-	-

(注)エスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社は平成23年3月2日より解散手続を開始しております。

(3) 当社と同一の親会社を持つ会社

(- / -											
種 類	会社等の		資本金	事業の 内 容	議決権等 の所有	関係	内容	取引の	取引金額		期末残高(千
	名称	所在地	又 は 出資金	又は職業	(被所有)	役員の 兼任等	事業上 の関係	内容	(千円)	科目	円)
兄弟	アムンディ・イン	フランス	78,077 (ユーロ)	投資		なし	投資助言 契約の	委託調査 費等の	223.772	前払費用	325,461
会社	ベストメント・ソ リューションズ パリ市	パリ市	(顧問業	-	, AU	再委任等	支払	223,112	未払金	622

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2.親会社に関する注記

親会社情報

第31期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1.関連当事者との取引

(1) 当社の親会社及び法人主要株主等

	会 社 等		資本金	事業の内容	議決権等 の所有	関係内容			取引金額		期末残高
種 類	の名称	所在地	又 は 出資金	又は職業	(被所有)割合	役員 の兼 任等	事業上の関係	取引の内容	(千円)	科目	(千円)

								運用受託報酬	105,079	未収運用 受託報酬	23,404
	現会社 アムンディ フランス 584,711 投資 間接 なし 100%				投資	委託者報酬 *1	52,734	未収委託者 報酬	43,036		
如今社		<i>†</i> >1	信託、 投資顧	投資助言報酬 *1	8,810	未収投資 助言報酬	19,632				
, 就云江 		スアー パリ市 ((千ユーロ)	顧問業		<i>1</i>	問契約 の再委 任等	情報提供、コン サルティング料 (その他営業収	351,338	未収収益	88,400
							江寺	益)*1			
								委託調査費等の 支払 *2	177,464	未払金	55,401

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。
- *2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(2)子会社等

	会 社 等 の名 称	┃ 所在地	資本金	事業の	議決権等	関係内容						
種 類			所在地		内容	の所有	役員	事業上	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)
			出資金	又は 職業	(被所有)割合	の兼 任等	の関係		(千円)			
	エスジーアセッ	シンガ			(所有)							
7 / 1	トマネジメント	ポール		投資	直接		アジア地域の	清算受取配当金	70.004			
子会社	(シンガポー	シンガ	-	顧問業	85%	なし	運用拠点		73,294	-	-	
	ル)株式会社	ポール市										

⁽注) エスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社は平成24年4月30日に解散手続を終了しております。

(3) 兄弟会社等

1# #X	会 社 等 の 名称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決 権等 の所 有(で) 所有合	関係内容			取引金額	110	期末残高	
· 種類						役員の 兼任等	事業上の関係	取引の内容	(千円)	科目	(千円)	
兄弟	アムンディ・インベス	フランス	78,077	投資		なし	投資助言契 約の	委託調査費等の	前払費用		192,938	
会社	トメント・ ソリュー ションズ	パリ市	(千ユーロ)	顧問業	-	, AU	再委任等	支払 *	支払 *1	237,303	未払金	4,293
	P / X . 11 .							運用受託報酬 *2	67,775	未収運用受託 報酬	67,387	
兄弟 会社	アムンディ ・ルクセン ブルグ	セン ルクセン 6,805 セン ブルグ (チューロ)	投資顧問 - 業	Ⅰ なし Ⅰ	運用 再委託	委託者報酬 *2	41,357	未収委託者 報酬	60,729			
							投資助言報酬 *2	18,137	未収投資助言 報酬	18,137		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
- *2各報酬等については、当該各契約に基づいて決定しております。

2.親会社に関する注記

親会社情報

ペス (1 回 Fix アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社(非上場) アムンディ エス・アー(非上場) アムンディ・グループ エス・アー(非上場) クレディ・アグリコル エス・アー(ユーロネクスト パリに上場)

(一株当たり情報)

第30期	第31期
(自 平成22年4月 1日	(自 平成23年4月 1日

至 平成23年3月31	日)	至 平成24年3月31日)		
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		1株当たり純資産額 2,796.79F 1株当たり当期純利益金額 63.12F		
なお、潜在株式調整後1株当たり については、潜在株式が存在した おりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		
1株当たり当期純利益金額の算成 下の通りであります。 当期純利益 普通株式に係る当期純利益 期中平均株式数	定上の基礎は、以 773,707千円 773,707千円 2,400千株	1株当たり当期純利益金額の算別通りであります。 当期純利益 普通株式に係る当期純利益 期中平均株式数	定上の基礎は、以下の 151,493千円 151,493千円 2,400千株	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

<u>次へ</u>

(1)中間貸借対照表

		当中間会計期間末
		(平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		1,664,001
有価証券		1,177,536
前払費用		269,081
未収入金		10,495
未収委託者報酬		1,152,515
未収運用受託報酬		798,523
未収投資助言報酬		20,511
未収収益		106,603
繰延税金資産		161,438
立替金		39,826
その他		39,211
流動資産合計		5,439,742
固定資産		
有形固定資産	*1	261,941
無形固定資産	*1	11,613
投資その他の資産		
投資有価証券		2,286,259
関係会社株式		86,168
長期未収入金		6,000
長期差入保証金		181,136
ゴルフ会員権		60
貸倒引当金		6,000
投資その他の資産合計		2,553,622
固定資産合計		2,827,177
資産合計		8,266,918

(単位:千円)

当中間会計期間末 (平成24年9月30日)

負債の部	
流動負債	
リース債務	1,308
預り金	114,654
未払金	595,860
未払償還金	6,758
未払手数料	460,351
その他未払金	128,751
未払費用	153,454
未払法人税等	14,392
未払消費税	23,302
前受収益	482,183
賞与引当金	258,663
役員賞与引当金	35,225
資産除去債務	12,405
	1,691,447
固定負債 固定負債	
繰延税金負債	15,263
退職給付引当金	37,545
賞与引当金	9,536
役員賞与引当金	8,073
資産除去債務	50,422
	120,838
	1,812,286
株主資本	
資本金	1,200,000
資本剰余金	
資本準備金	1,076,268
その他資本剰余金	1,342,567
	2,418,835
利益剰余金	
利益準備金	110,093
その他利益剰余金	
別途積立金	1,600,000
繰越利益剰余金	1,116,105
—————————————————————————————————————	2,826,197
	6,445,032

EDINET提出書類 アムンディ・ジャパン株式会社(E09666) 有価証券届出書 (内国投資信託受益証券)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	9,600
評価・換算差額等合計	9,600
純資産合計	6,454,633
負債純資産合計	8,266,918

(2)中間損益計算書

(単位:千円)

	当中間会計期間		
	(自 平成24年4月 1日		
		至 平成24年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬		3,178,001	
運用受託報酬		862,405	
投資助言報酬		22,977	
その他営業収益		271,693	
営業収益合計		4,335,075	
営業費用		2,404,357	
一般管理費	*1	1,862,961	
営業利益		67,756	
営業外収益	*2	9,658	
営業外費用	*3	34,764	
経常利益		42,650	
特別損失		655	
税引前中間純利益		41,995	
法人税、住民税及び事業税		13,099	
法人税等調整額		4,592	
法人税等合計		17,691	
中間純利益		24,304	

(3)中間株主資本等変動計算書

当中間変動額

	(単位:千F
	当中間会計期間
	(自 平成24年4月 1日
	至 平成24年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	1,200,000
当中間変動額	
当中間変動額合計	
当中間期末残高	1,200,000
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	1,076,268
当中間変動額	
当中間変動額合計	-
当中間期末残高	1,076,268
その他資本剰余金	
当期首残高	1,342,567
当中間変動額	
当中間変動額合計	-
当中間期末残高	1,342,567
資本剰余金合計	
当期首残高	2,418,835
当中間変動額	
当中間変動額合計	-
当中間期末残高	2,418,835
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	110,093
当中間変動額	
当中間変動額合計	-
当中間期末残高	110,093
その他利益剰余金	
別途積立金	
当期首残高	1,600,000
当中間変動額	
当中間変動額合計	-
当中間期末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	1,391,801

	有価証券届
剰余金の配当	300,000
中間純利益	24,304
当中間変動額合計	275,696
当中間期末残高	1,116,105
利益剰余金合計	
当期首残高	3,101,893
当中間变動額	
剰余金の配当	300,000
中間純利益	24,304
当中間変動額合計	275,696
当中間期末残高	2,826,197
株主資本合計	
当期首残高	6,720,728
当中間変動額	
剰余金の配当	300,000
中間純利益	24,304
当中間変動額合計	275,696
当中間期未残高	6,445,032
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	8,441
当中間変動額	
株主資本以外の項目の当中間変動額(純額)	18,041
当中間変動額合計	18,041
当中間期未残高	9,600
当期首残高	8,441
当中間変動額	
株主資本以外の項目の当中間変動額(純額)	18,041
当中間変動額合計	18,041
当中間期末残高	9,600
純資産合計	
当期首残高	6,712,288
当中間変動額	
剰余金の配当	300,000
中間純利益	24,304
株主資本以外の項目の当中間変動額(純額)	18,041
当中間変動額合計	257,655
当中間期末残高	6,454,633

重要な会計方針

	当中間会計期間				
項目		(自 平成24年4月 1日			
		至 平成24年9月30日)			
1. 資産の評価基準及び評価方法		有価証券			
		満期保有目的の債券	償却原価法(定額法)を採用しておりま		
			उ .		
		子会社株式	移動平均法による原価法を採用しており ます。		
		その他有価証券			
		時価のあるもの	当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。		
		時価のないもの	移動平均法による原価法を採用しており ます。		
2.固定資産の減価償却の方法	(1)	(1) 有形固定資産(リース資産を除く)			
		定額法を採用しております。			
		なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。			
		建物	15年~18年		
		器具備品	4年~15年		
	(2)	無形固定資産			
		定額法を採用してお	ります。		
		自社利用のソフトウ	エアについては、社内における利用可能期間		
		(5年)に基づく定額流	去を採用しております。 		
	(3)	リース資産			
		「、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
		ております。			
3.引当金の計上基準		貸倒引当金			
			損失に備えるため、一般債権については貸倒 念債権等特定の債権については個別に回収可		
		能性を勘案し、回収不能	能見込額を計上しております。 		
	(2)	退職給付引当金			

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職 給付債務(直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付 債務とする簡便法)及び年金資産の見込額に基づき計上しており ます。

なお、会計基準変更時差異 (7,388千円) については、15年による 均等額を費用処理しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち 当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する 制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当 中間会計期間に帰属する額を計上しております。

なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末		
(平成24年9月30日現在)		
*1 固定資産の減価償却累計額		
有形固定資産	193,002 千円	
無形固定資産	32,496 千円	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間		
(自 平成24年4月 1日		
至 平成24年9月30日)		
*1 減価償却実施額		
有形固定資産 20,711 千円		
無形固定資産 2,457 千円		
*2 営業外収益のうち主要なもの		
団体生命保険の配当金 8,001 千		

*3 営業外費用のうち主要なもの

有価証券利息 18,922 千円

為替差損 15,682 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成24年4月 1日 至 平成24年9月30日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
	(千株)	(千株)	(千株)	(千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	 普通株式 	300,000	125	平成24年3月31日	平成24年7月1日

配当原資については、利益剰余金としております。

(リース取引関係)

当中間会計期間

(自 平成24年 4月 1日

至 平成24年 9月30日)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

器具備品

(2) リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(金融商品に関する注記)

当中間会計期間

(自 平成24年4月 1日

至 平成24年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成24年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,664,001	1,664,001	-
(2) 未収委託者報酬	1,152,515	1,152,515	-
(3) 未収運用受託報酬	798,523	798,523	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	748,703	748,755	52
その他有価証券	2,715,093	2,715,093	-
資産計	7,078,835	7,078,887	52
(1) 未払手数料	460,351	460,351	-
負債計	460,351	460,351	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、 保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。関係会社株式は、当社の100%子会社であるデラウエア社の株式です。

区分	中間貸借対照表計上額(千円)
関係会社株式	86,168

(注3)金融商品の時価等に関する事項について補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券関係)

当中間会計期間

(自 平成24年4月 1日

至 平成24年9月30日)

1.満期保有目的の債券

	中間貸借対照表	時価	差額
	計上額(千円)	(千円)	(千円)
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	373,646	373,765	119
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	375,057	374,990	67
合計	748,703	748,755	52

2 . 子会社株式

子会社株式(中間貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3. その他有価証券

	種類	取得原価	中間貸借対照表	差額
	作里決員	(千円)	計上額(千円)	(千円)
	(1)株式	•	-	-
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超え	(2)債券	1,886,978	1,901,840	14,862
日間が取得原価を超え 日 日 日 日	(3)その他(注)	4,900	5,867	967
200	小計	1,891,878	1,907,707	15,828
/> //	(1)株式	-	-	-
中間貸借対照表計上額が即得原便を招え	(2)債券	-	-	-
額が取得原価を超え ないもの	(3)その他(注)	808,297	807,386	911
	小計	808,297	807,386	911
	計	2,700,175	2,715,093	14,917

⁽注)投資信託受益証券であります。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末

(平成24年9月30日現在)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間末	,	
(平成24年9月30日現在)		
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの		
当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減		
期首残高	62,213	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	千円
時の経過による調整額	614	千円
資産除去債務の履行による減少額	-	千円
その他増減額(は減少)	-	千円
当中間会計期間末残高	62,827	千円

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

(関連情報)

当中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

当中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報) 当中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日) 該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報) 当中間会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間

(自 平成24年 4月 1日

至 平成24年 9月30日)

1株当たり純資産額

2,689円43銭

1株当たり中間純利益

10円13銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載して おりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

中間純利益 24,304千円

普通株主に帰属しない金額 -

普通株式に係る中間純利益 24,304千円

期中平均株式数 2,400千株

(重要な後発事象)

当中間会計期間

(自 平成24年 4月 1日

至 平成24年 9月30日)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用 の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容と した運用を行うこと。
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項 該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実 はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成24年9月末日現在)	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
	(平成24年9月末日現在)	
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 (兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社近畿大阪銀行	38,971百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社滋賀銀行	33,076百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
静銀ティーエム 証券株式会社	3,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取 引業を営んでいます。

株式会社りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行、静銀ティーエム証券株式会社は7月1日よりお取扱いを開始します。

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (平成24年3月末日現在)	事業の内容
アムンディ	584,710,755ユーロ	フランス籍の会社であり、内外の有価証券 にかかる投資顧問業務及びその業務に付帯 する一切の業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

< 再信託受託会社の概要 >

・名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

・資本金の額 51,000百万円(平成24年9月末日現在)

・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する 法律に基づき信託業務を営んでいます。 ・再委託の目的 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

販売会社として募集の取扱及び販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金および収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

ファンドに関して、委託会社より運用の指図に関する権限を委託され、信託財産の運用を行い ます。

3【資本関係】

- (1) 受託会社該当事項はありません。
- (2) 販売会社該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

アムンディは、アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を通して、実質的に委託会社の 株式を100%保有しています。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨を記載することがあります。
- (2) 目論見書の別称として「投資信託説明書(目論見書)」、「投資信託説明書(交付目論見書)」 及び「投資信託説明書(請求目論見書)」という名称を用いることがあります。
- (3) 交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称、ファンドの商品分類、属性区分等及び投資信託財産の合計純資産総額を記載することがあります。また、投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載を行います。
- (4) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の 理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所 に記載することがあります。また、ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価 証券届出書の記載にしたがい記載することがあります。
- (5) 請求目論見書の巻末に当ファンドの投資信託約款の全文を記載することがあります。
- (6) 交付目論見書の運用実績のデータは適宜更新することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。 その他の情報については、委託会社のホームページ(下記、お問合せ先)にて入手・閲覧する ことができます。

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル) 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: http://www.amundi.co.jp

独立監査人の監査報告書

平成24年6月15日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤顕印業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に 掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第31期事業年度の財 務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を 行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

<u>次へ</u>

EDINET提出書類 アムンディ・ジャパン株式会社(E09666) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月13日

アムンディ・ジャパン株式会社 取締役会御中

あらた監査法人

指定社員

公認会計士 鶴田光夫

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第32期事業年度の中間会計期間(平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間 (平成24年4月1日から平成24年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

EDINET提出書類 アムンディ・ジャパン株式会社(E09666) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券) 以 上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管して おります。